

重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱

(昭和50年6月7日埼玉県生活福祉部長決裁)

(趣旨)

第1条 県は、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者への医療費支給事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいい、「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び社会保険各法をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

2 この要綱において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有する者
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱で規定する「㊤」、「A」又は「B」の障害を有する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有する者
- (4) 65歳以上75歳未満の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表に定める障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者
- (5) 75歳以上の者であって高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市町村長の認定を受けている者
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める2級の障害を有する者

3 この要綱において「受給資格登録者」とは、県内に住所を有する者（障害者支援施設等入所者であって、市町村において対象者とした者にあつては、県内に住所を有する者

とみなす。)であってかつ医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。以下「被保険者等」という。)及び被扶養者である重度心身障害者のうち、一部負担金の助成を受けることを目的に市町村に登録申請を行ったことで、受給資格者として登録されている者をいう。ただし、以下に掲げる者は受給資格登録者となることはできない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている者
- (4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者にあつて、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の市町村長の認定を受けた場合はこの限りでない。

4 受給資格登録者の登録期間は次号に規定する期間とする。

- (1) 受給資格登録の申請日又は受給資格の更新日(以下「更新日」という。)からそれ以後最初の更新日の前日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日までとする。ただし、身体障害者手帳に再認定年月、療育手帳に次回判定年月の記載がある場合又は精神障害者保健福祉手帳の場合の受給資格登録期間の終期は次のとおりとする。
 - ア 身体障害者手帳に再認定年月がある場合は更新日の前日、再認定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
 - イ 療育手帳に次回判定年月がある場合は更新日の前日、次回判定年月の末日又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の場合は更新日の前日、精神障害者保健福祉手帳の有効期限又は受給資格消滅日のいずれか早く到達する日
- (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、当該規定する日を受給資格登録の申請日とみなす。
 - ア 身体障害者手帳(第2項第1号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。)、療育手帳(同項第2号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。)又は精神障害者保健福祉手帳(同項第3号又は第6号に規定する重度心身障害者に交付された手帳に限る。)の交付を新規に受け、重度心身障害者となった者が、当該手帳の交付日の翌日から起算して6月以内に受給資格登録の申請をしたときは、当該手帳の交付日
 - イ 身体障害者手帳の再認定により等級が変更され、重度心身障害者となった者が、当該手帳の再認定日の翌日から起算して6月以内に受給資格登録の申請をしたときは、再認定日
 - ウ 療育手帳の再判定により等級が変更され、重度心身障害者となった者が、当該手帳の再判定日の翌日から起算して6月以内に受給資格登録の申請をしたときは、再判定日

エ 精神障害者保健福祉手帳の更新により等級が変更され、重度心身障害者となった者が、当該手帳の更新の日の翌日から起算して6月以内に受給資格登録の申請をしたときは、更新の日

オ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の認定を受け、重度心身障害者となった者が、当該認定を受けた日までに受給資格登録の申請をしたときは、当該認定を受けた日

カ 第3項の受給資格登録者（アからオに該当するときを除く）となった後15日以内（当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内）に受給資格登録の申請をしたときは、受給資格登録者となった日

キ 削除

ク アからカに掲げるもののほか、重度心身障害者が災害その他やむを得ない理由により受給資格登録の申請をすることができなかった場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたときは、災害その他やむを得ない理由で当該申請をすることができなくなった日

(3) 第1号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、当該規定する日を受給資格登録期間の終期とする。

ア 身体障害者手帳の再認定により等級が変更され、重度心身障害者に該当しなくなったときは、当該再認定の日の前日又は再認定前の手帳に記載された再認定年月の末日のいずれか早く到達する日

イ 療育手帳の再判定により等級が変更され、重度心身障害者に該当しなくなったときは、当該再判定の日の前日又は再判定前の手帳に記載された次回判定年月の末日のいずれか早く到達する日

ウ 精神障害者保健福祉手帳の更新により等級が変更され、重度心身障害者に該当しなくなったときは、当該更新の日の前日又は更新前の手帳に記載された有効期限のいずれか早く到達する日

5 この要綱において「一部負担金」とは、受給資格登録者に係る医療について、医療保険各法又はその他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規程による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。ただし、市町村長が、一部負担金を受給資格登録者に代わり指定する医療機関等に直接支払っている場合若しくは埼玉県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）又は医療情報基盤・診療報酬審査支払機構（以下「DX審査支払機構」という。）に当該直接の支払いを委託している場合は、その委託がないものとして算定される額をいう。

6 この要綱において「現物給付」とは、受給資格登録者が、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の入院に係る医療費及び9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の通院に係る医療費について、健康保険法第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局等で一部負担金の支払いを求められず、市町村が受給資格登録者に代わり医療費を当該医療機関に支払うことをいう。

7 第5項ただし書きの規定は、現物給付を実施した場合には適用しない。

8 この要綱において「審査支払手数料」とは、市町村が現物給付を実施するため国保連に委託している場合において、当該契約に定められている、審査支払手数料として、国保連の審査及び支払事務の執行に要する費用に充てるため、国保連が審査した診療報酬明細書、調剤報酬明細書（これに相当する電子情報又は記録事項を含む。）1件につき、当該契約に定められた単価を乗じて得た額及び市町村が現物給付を実施するためDX審査支払機構に委託している場合において、当該契約に定められている、事務費として、別に定める事務費算定の基礎となる1件当たりの金額に毎月診療報酬の精算の基礎となった診療件数（診療件数を算定できない場合、県が別に定めた方法により算出した件数を用いることができる。）を乗じて得た額をいう。

9 この要綱において「精神通院医療費」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第58条の規定により公費負担された医療費（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号の精神通院医療（以下「精神通院医療」という。）に係るものに限る。）の自己負担分（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者医療の被保険者で、精神通院医療に該当する医療費を自己負担したが公費負担が発生しなかった場合もこれに含む。）をいう。

（補助対象経費、補助率等）

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、一部負担金（次の各号に掲げるものを除く。）に相当する金額の助成金（以下「助成金」という。）及び審査支払手数料とし、それぞれ補助率を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）の合計を補助申請額又は補助所要額とする。ただし、受給資格登録者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額につき補助金の対象経費としない。

(1) 第2条第2項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金

(2) 第2条第2項第6号に規定する重度心身障害者に係る精神通院医療費以外の一部負担金

2 前項の経費に対する補助率は、当該所要経費の2分の1とする。

ただし、補助金を受けようとする年度の前年度財政力指数（以下「財政力指数」という。）が1を超える市町村に対する補助率は、次号に定めるとおりとする。

(1) 前年度の補助率が1/2の市町村 5/12

(2) 財政力指数が1.1未満の市町村 5/12

(3) 財政力指数が1.1以上の市町村（(1)の場合を除く。） 1/3

3 前項の規定にかかわらず、さいたま市の補助率については6分の1とする。

4 第2項の財政力指数は、補助金を交付する年度（以下「補助年度」という。）の前年度以前3か年における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額（基準財政収入額及び基準財政需要額は地方交付税法（昭和25年法律第211号）で規定される額をいう。以下「基準額」という。）で除して得た数値（以下「単年度財政力指数」という。その数値に小数点以下第2位未満の数値があるときはこの端数を四捨五入するものとする。これ以下算出する数値について同じ。）の合計を3で除して得た数値とする。

5 規則第4条による申請日までに地方自治法（昭和22年法律第67号）で規定する市

町村の廃置分合のうち合体及び編入により合併（以下「合併」という。）があった市町村にかかる前項の単年度財政力指数は、総務大臣による普通交付税及び地方特例交付金等の交付額の決定時において、合併後市町村の基準額が算定されている年度はこれにより数値を算出し、合併前のため合併後市町村の基準額が算定されていない年度においては、合併前の各市町村基準額の合計額により得られた数値を、合併後市町村の基準額とみなして、前項の例により算出することとする。

6 規則第4条による申請日後、補助年度内に合併があった市町村については、前項の規定にかかわらず、当該年度に限り、合併前の市町村が存在するものとして、合併前市町村の財政力指数により、それぞれ補助率を適用し、補助金を算定することとする。

7 市町村が、国民健康保険法第43条第1項の規定により、同法第42条第1項に規定する一部負担金の割合を減じた場合には、減じた割合に相当する金額を第1項の経費とみなす。

（所得制限）

第4条 前条の規定にかかわらず、受給資格登録者が医療保険各法又はその他の規定による医療給付を受けた前年（1月から9月までの間の場合にあっては前々年）の受給資格登録者の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年7月4日政令第207号）（以下「政令」という。）第7条に規定する額を超える場合の助成金は、補助金の交付対象経費としない。ただし、ここでいう所得とは政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条によるものとする。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付にかかる医療費助成については前項の規定を適用しない。

（申請書の様式等）

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、毎年4月30日とする。

（変更申請手続）

第5条の2 この補助金交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付等の申請を行う場合には、様式第1号の2の申請書により毎年12月20日までに提出するものとする。

（記載事項等）

第6条 規則第4条第1項第3号に掲げる事項は、記載することを要しない。

2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

（交付決定通知書の様式）

第7条 規則第7条の交付決定通知書及び変更交付決定通知書の様式は、様式第2号及び様式第2号の2のとおりとする。

(概算交付)

第8条 知事は、規則第5条の規定により交付決定した額を概算払の方法により交付するものとする。

第9条 削除

(補助事業の遂行)

第10条 県は、規則第5条の規定により交付決定を受けた市町村に対し、規則第20条の規定により、補助事業の円滑な実施の確保を目的とした監査を別に定める方法で実施するものとする。

2 規則第5条の規定により交付決定を受けた市町村は、規則第11条の規定により、補助事業の遂行その他事業の実施に必要な事項について、県に報告しなければならない。また、埼玉県が別に定める期日までに、県が定める方法で定期の状況報告をしなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書の提出期限は、毎年3月20日とする。

(補助金の確定、精算交付)

第12条 規則第14条の交付確定通知書は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第14条の規定により確定した補助金については、速やかに精算交付するものとする。

(関係書類の保管)

第13条 市町村は助成金の支給に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、助成金の支給に係る会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和50年10月1日から施行する。

2 昭和50年度の補助金交付申請書の提出期限は、第4条第2項の規定にかかわらず、昭和50年10月31日とする。

3 昭和50年度の補助金の交付の時期は、第7条第2項の規定にかかわらず、昭和50年12月とする。

4 第7条の規定は、昭和51年1月1日以降補助事業を開始する市町村に係る昭和50年度の補助金に関しては、適用しない。

附 則

この要綱は、昭和53年10月1日から施行する。ただし、様式第1号別紙、様式第2号、様式第3号については、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 60 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の診療に係る医療費の支給については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は昭和 60 年 9 月 3 日から施行し、改正後の要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 1 月 1 日より施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 14 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この要綱の施行前の診療に係る補助金の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 さいたま市については、第 3 条の規定にかかわらず平成 26 年度の補助率を 3 分の 1 とする。
- 2 この要綱は、平成 25 年 8 月 26 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日の前日において重度心身障害者（第 2 条第 2 項第 3 号に規定する

重度心身障害者を除く。) であつた者については、第2条第3項の規定は適用しない。

附 則

- 1 さいたま市については、第3条の規定にかかわらず平成27年度の補助率を3分の1とする。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第5項第2号イの規定は平成28年4月1日以降に他の市町村（特別区を含む。）から転入した重度心身障害者に、また、同号ウの規定は平成28年4月1日以降に第3項第1号から第3号に該当しなくなった重度心身障害者に適用し、同日前に転入した又は該当しなくなった重度心身障害者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は平成31年1月1日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は平成30年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱による改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受給資格登録者となるために市町村に登録申請を行った者（施行日以後に登録申請を行った者であつて、第2条第4項第2号の規定により施行日前に登録申請を行ったとみなされる者を含む。）について適用し、施行日前に市町村に登録申請を行った者については、当該市町村から転出（引き続き当該市町村が助成する場合を除く。）しない限り平成34年10月1日から適用する。
- 3 平成30年12月31日以前に市町村に登録申請を行った者に係る医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る補助金の算定に関しては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第7項及び第3条第1項の規定は、令和4年10月診療分から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の規定は令和5年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行前の診療に係る補助金の算定については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第4項第2号アからエの規定は、施行日以後に重度心身障害者となり受給資格登録の申請をした者について適用し、同項第3号ウの規定は、更新前の手帳

に記載された有効期限が施行日以後である者について適用する。

3 この要綱の施行前の診療に係る補助金の算定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所
市町村長

下記のとおり、 年度重度心身障害者医療費支給事業補助金の
交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第 4 条の規定
により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金交付申請額
算定調書
別紙のとおり

別紙

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金交付申請額算定調査

1 対象者数調（本年度対象予定者数）

区分 保険種別	身体障害者	知的障害者	精神障害者	総 数	備 考
国 保					
社 保					
後期高齢者医療					
合 計					

2 所要額算出明細書

（単位：円）

区分 保険種別	一部負担金等 の 額 A	附加給付 の 額 B	高額療養費 の 額 C	支給予定額 (A-B-C) D	備 考
国 保					
社 保					
後期高齢者医療					
合 計					

3 医療費補助申請額

（単位：円）

支給予定額 E	収入見込額 F	県費補助基本額 (E-F) G	補助率 H	県費補助申請額 (G×H) I	備 考
			/		

4 審査支払手数料補助申請額

（単位：円）

支払予定額 E'	返戻見込額 F'	県費補助基本額 (E'-F') G'	補助率 H'	県費補助申請額 (G'×H') I'	備 考
			/		

（単位：円）

補助金交付申請額 I + I'	備 考

様式第 1 号の 2（第 5 条の 2 関係）

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金変更交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

住所
市町村長

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金については、
年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたところですが、その後の事情変更により、交付額を下記のとおり変更されたく申請します。

記

1	今回変更交付申請額	金	円
	内 訳	既交付決定額	金 円
		差引今回申請額	金 円

2 変更を必要とする理由

3 関係書類

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金変更交付申請
算定調書
別紙のとおり

別紙

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金変更交付申請額算定調査

1 対象者数調（本年度対象予定者数）

区分 保険種別	身体障害者	知的障害者	精神障害者	総 数	備 考
国 保					
社 保					
後期高齢者医療					
合 計					

2 所要額算出明細書

（単位：円）

区分 保険種別	一部負担金等 の 額 A	附加給付 の 額 B	高額療養費 の 額 C	支給予定額 (A-B-C) D	備 考
国 保					
社 保					
後期高齢者医療					
合 計					

3 医療費補助申請額

（単位：円）

支給予定額 E	収入見込額 F	県費補助基本額 (E-F) G	補助率 H	県費補助申請額 (G×H) I	備 考
			/		

4 審査支払手数料補助申請額

（単位：円）

支払予定額 E'	返戻見込額 F'	県費補助基本額 (E'-F') G'	補助率 H'	県費補助申請額 (G'×H') I'	備 考
			/		

（単位：円）

変更交付申請額 (I+I') J	既交付決定額 K	差引今回申請額 J-K	備 考

様式第2号（第7条関係）

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった
年度重度心身障害者医療費支給事業補助金については、下記のとおり交
付します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 支払方法 概 算 払 い
- 3 条 件

- (1) この事業の内容変更（支給に関する条例等）をした場合は、知事
の承認を受けること。
- (2) この事業の支給費に充当すること。
- (3) この事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告する
こと。

様式第2号の2（第7条関係）

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金変更交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定した
年度重度心身障害者医療費支給事業補助金について、年 月
日付け 第 号の変更交付申請に基づき、決定の内容の
一部を下記のとおり変更することに決定したので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
(内 追加(減額) 交付決定額 金 円)
- 2 支払方法 概 算 払 い
- 3 条 件
 - (1) この事業の内容変更（支給に関する条例等）をした場合は、知事の承認を受けること。
 - (2) この事業の支給費に充当すること。
 - (3) この事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告すること。

様式第 3 号（第 1 1 条関係）

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定
を受けた重度心身障害者医療費支給事業の 年度における実績に
ついて、補助金等の交付手続等に関する規則第 1 3 条の規定により、下
記の関係書類を添えて報告します。

記

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金精算調書
別紙のとおり

別紙

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金精算調書

1 受給者数等調（年度末現在数）

区分 保険種別	身体障害者	知的障害者	精神障害者	総 数	支給件数	備考
国 保						
社 保						
後期高齢者医療						
合 計						

2 支給状況調

（単位：円）

区分 保険種別	一部負担金等 の 額 A	附加給付 の 額 B	高額療養費 の 額 C	支 給 額 (A-B-C) D	備 考
国 保					
社 保					
後期高齢者医療					
合 計					

3 医療費補助所要額

（単位：円）

支給費総額 E	収入額 F	県費補助基本額 (E-F) G	補助率 H	県費補助所要額 (G×H) I	備 考
			/		

4 審査支払手数料補助所要額

（単位：円）

支払総額 E'	返戻額 F'	県費補助基本額 (E'-F') G'	補助率 H'	県費補助所要額 (G'×H') I'	備 考
			/		

（単位：円）

補助所要額合計 (I+I') J	既交付決定額 K	差引過(△)不足額 J - K	備 考

様式第 4 号（第 1 2 条関係）

年度重度心身障害者医療費支給事業補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づき、
年度重度心身障害者医療費支給事業補助金については、
年 月 日付け 第 号の事業実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

1	交付確定額	金	円
2	交付決定額	金	円
3	差引過(△)不足額	金	円